

風評被害で使える支援(観光業)

行政書士 上野徹事務所

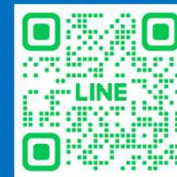
特定行政書士／申請取次行政書士

ファイナンシャルプランナー2級技能士

URL:<https://uenotorulaw.com>

TEL:070-5813-9676

Email:tony39u@gmail.com



1. 売上を直接回復: 応援割

1. 九州ふっこう応援割(観光庁)

- 期間: 2026年10月1日～12月25日宿泊分(公式)

※熊本県の「熊本ふっこう応援割」も 同期間で開催(国制度の県内実施分)

- 対象商品

- 宿泊単体(ホテル・旅館)
- 交通+宿泊の旅行商品(ツアー)
- 周遊型旅行商品(九州複数県を巡る)

- 割引率

- 熊本県・鹿児島県: 60%割引(最大)
- その他九州5県: 50%割引

- 割引上限額

- 宿泊単体: 20,000円/人泊
- 1泊ツアー: 20,000円/人
- 2泊以上ツアー: 30,000円/人
- 周遊型: 35,000円/人(最大)

- 観光業への効果

- 風評による予約控え・キャンセルを一気に回復
- 宿泊・ツアー販売が急増し売上が直接増える
- 「熊本は安全」という心理的安心を価格で示す
- 大規模観光業ほど売上回復のインパクトが大きい

2. 市町村独自の宿泊・観光支援(風評対策)

- 期間: 自治体ごとに2026年4月～12月頃まで(地域差あり)

- 阿蘇市・南阿蘇村・西原村・天草市・上天草市など
- 宿泊割引・観光クーポン・体験型観光補助
- 地域単位で風評を直接打ち消す

2-1. 人件費・資金繰りの補填

3. 雇用調整助成金(災害特例)

- 対象期間:2026年4月～(災害特例期間中)
 - 対象(風評被害でもOK)
 - 売上減少(最近1か月で前年同月比10%以上)
 - 風評によるキャンセル・予約減でも対象
- 熊本県の追加特例
 - 残業相殺ルール撤廃
 - 教育訓練実施率による減額なし
- 助成内容
 - 休業手当の 中小:2/3、大企業:1/2
 - 教育訓練加算:1,200～1,800円／人日
- 観光業への効果
 - 人件費が戻る → キャッシュフローが改善
 - 従業員数が多い観光業ほど効果が大きい

2-2. 人件費・資金繰りの補填

4. 金融支援(風評被害による売上減少でも対象)

- セーフティネット保証4号

- ・ 期間: 2026年4月～指定期間中
 - 売上減少で利用可能
 - 100%保証
 - 最大 2.8億円
- 運転資金の確保が容易になり、資金繰りが安定

- 公庫災害貸付＋利子補給(自治体)

- ・ 期間: 自治体により2026年4月～2027年頃まで
 - 風評被害でも対象
 - 一部自治体は利子補給で 実質無利子
- 手元資金が増える

2-3. 人件費・資金繰りの補填

5. 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

- 期間:2026年～2027年の複数回公募
- 間接被害(風評・売上減少)
 - ・ 上限:100万円(補助率 2/3)
 - ・ 販路回復・プロモーション費用が対象
 - SNS広告
 - HP改修
 - 新プラン造成
 - パンフレット制作
 - キャンペーン費用